

千葉県特別支援教育就学奨励費に関する要綱

平成 2 年 4 月 1 日施行

最終改正 令和 6 年 6 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、次条各号に掲げる児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の就学に関する特殊事情にかんがみ、保護者（児童生徒に対して親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の普及奨励を図るため、本市が実施する特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）事業を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(受給資格者)

第 2 条 奨励費の受給資格者は、本市立小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に在籍し、かつ、次に掲げる各号に該当する児童生徒の保護者とする。

- (1) 特別支援学級へ就学する児童生徒
- (2) 学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 2 2 条の 3 に規定する障害の程度に該当すると本市教育委員会が認める児童生徒

(支給)

第 3 条 奨励費は、次の各号に掲げる経費について、予算の範囲内において行うものとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 職場実習交通費
- (4) 交流及び共同学習交通費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動等参加費
- (7) 学用品・通学用品購入費
- (8) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

- 2 前項の規定にかかわらず、児童生徒について生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 12 条の規定による生活扶助又は同法第 13 条の規定による教育扶助が行われている場合又は千葉県要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱（平成 2 年 4 月 1 日施行）の規定に基づく就学援助が行われている場合は、前項第 1 号、第 2 号（ただし、就学援助費の対象とならない通学費は除く）及び第 5 号から第 8 号までに掲げる経費については支給しない。

(経費の内容等)

第4条 前条第1項各号に掲げる経費に係る内容、支給要件、支給限度額及び支給額は、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第5条 奨励費の支給を受けようとする者は、毎年度別に定める期日までに、特別支援教育就学奨励費受給関係届（収入額・需要額調書）（様式第1号）に必要と認める書類を添付し、児童生徒が在学する学校の長（以下「学校長」という。）を経由して、本市教育委員会（以下「委員会」という。）へ申請しなければならない。

2 第1項に規定する様式第1号に添付する書類により証明すべき事実を、本人の同意を得て委員会が確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができるものとする。

(決定)

第6条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であると認めたときは、奨励費の支給を決定するとともに、当該申請に係る保護者の属する世帯が特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に掲げる区分（以下「第1区分」という。）、第2号に掲げる区分（以下「第2区分」という。）又は第3号に掲げる区分（以下「第3区分」という。）のいずれかに該当するか決定し、これらの旨を学校長を経由して、当該申請者に通知するものとする。

(請求及び支払い)

第7条 奨励費の支払いは、前条の規定による決定を受けた者の請求に基づき、別表に定める支給日までに行うものとする。

2 前項の請求は別に定める期日までに行わなければならない。

(辞退)

第8条 奨励費の支給を辞退しようとする者は、その旨を学校長を経由して、委員会に申し出るものとする。

(返還)

第9条 委員会は、第6条の規定による決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により奨励費の支払いを受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 6 年 6 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱の施行前にこの要綱による改正前の千葉市特別支援教育就学奨励費に関する要綱の規定により作成された様式で現に存するものは、この要綱による改正後の千葉市特別支援教育就学奨励費に関する要綱の規定にかかわらず、なお当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

経費の種類	内 容	支 給 要 件	支給限度額	支給額・支給日
学 校 給 食 費	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）別記2の補助事業の項に掲げる経費。	第6条の規定による決定を受けている保護者の属する世帯（以下「世帯」という。）が第1区分又は第2区分に該当し、保護者が給食費を支払っていること。	半額	支給額及び支給日は別に定める。
通 学 費		世帯の保護者が交通費を支払っていること。	全額（第1区分及び第2区分） 半額（第3区分）	
職 場 実 習 交 通 費				
交流及び共同学習交通費				
修 学 旅 行 費		世帯が第1区分又は第2区分に該当すること。	半額又は国庫補助限度単価	
校 外 活 動 等 参 加 費				
学用品・通学用品購入費				
新 入 学 児 童 生 徒 学用品・通学用品購入費				

注 弱視、難聴、言語障害等の児童又は生徒で、学校教育法施行規則第140条の規定により、心身の障害に応じた特別の指導を受けている者については、その通学に係る特別に要する交通費のみ上記通学費として支給することができる。